

NPO 法人日本防災研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人日本防災研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府豊中市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地方公共団体及び企業に対して、防火・防災及び地震対策に関する研究を通じた教育、訓練及び BCP（事業継続計画）支援活動及び防災設備法定点検を総合的に実施する事業を行い、地域社会及び企業の防災力向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 地域安全活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ア 防災訓練の企画・実施に関する事業
- イ 企業の BCP（事業継続計画）策定・対策支援に関する事業
- ウ 防災に関する講演会の企画・実施に関する事業
- エ 地域防災活動の支援に関する事業
- オ 防災に関する調査研究及び啓発活動に関する事業
- カ 消防設備及び建物・建物設備の法定点検事業
- キ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる

ことができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

（臨機の措置）

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 田中 敏也

副理事長 辻村 典彦

理事 安達 潤一郎

監事 井山 このみ

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年11月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2027年8月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 0円

正会員会費 年額0円

(2) 賛助会員入会金 0円

賛助会員会費 年額0円

役員名簿

NPO法人日本防災研究所

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	田中 敏也		無
理事	辻村 典彦		無
理事	安達 潤一郎		無
監事	井山 このみ		無

設立趣旨書

NPO法人日本防災研究所

設立代表者 田中 敏也

第1 趣 旨

1 社会経済情勢と防災をめぐる問題点

近年、我が国においては地震、台風、豪雨、洪水等の大規模自然災害が頻発・激甚化しており、多くの人命と財産が失われている。2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震、2018年の西日本豪雨等はその典型例であり、大阪府においても南海トラフ巨大地震の切迫性が広く指摘され、社会全体での防災対応力の強化が急務となっている。

このような状況において、行政による防災対策のみならず、地域住民、企業、教育機関等が主体的に防災力を高めることが不可欠となっている。しかしながら、防火・防災・地震対策に関する専門的知識や実践的訓練の機会は十分とは言えず、特に中小企業や地域コミュニティにおいては、事業継続計画（BCP）の策定や防災教育の体系化が著しく遅れている現状がある。

消防設備の維持管理や防火訓練に長年携わる事業者の実務経験から、現場では以下のような深刻な問題が繰り返し確認されている。第一に、法令に基づく消防訓練が実施されていても、参加者の意識が伴わず形式的な実施にとどまりがちであること。第二に、訓練が単発・一過性で終わってしまい、防災意識の継続的な向上につなげていないこと。第三に、企業のBCP対策が書類上の整備にとどまり、実効性を欠いた「おざなりな対策」となっているケースが多いこと。第四に、担当者レベルでは危機意識があっても経営層の関与が薄く、組織全体の防災文化として根付いていないことである。

また、地域コミュニティにおいても、住民が自ら防災訓練を企画・実施するためのノウハウや継続的な支援が不足しており、自助・共助の取組みが十分に進んでいない現状がある。防災意識の向上は、単なる知識の習得にとどまらず、組織・地域全体を巻き込んだ継続的な取組みとして定着させることが必要であるが、そのような仕組みを提供できる主体が地域に存在していないことが根本的な課題となっている。

2 本法人の事業が不特定多数の利益に寄与する理由

本法人が実施する防火・防災及び地震対策に関する研究、教育、訓練及び支援活動は、特定の企業や個人のみを対象とするものではなく、広く地域住民・企業・行政・学校等を対象とした活動である。防災力の向上は、地域社会全体の安全・安心につながるものであり、その恩恵は訓練参加者のみならず、その家族、近隣住民、さらには地域社会全体に及ぶものである。したがって、本法人の活動は不特定かつ多数の者の利益に寄与するものである。

3 NPO 法人格が必要となった理由

本法人の設立にあたっては、任意団体として活動を継続すること、あるいは一般の株式会社・合同会社等の営利企業として組織化することも検討した。しかし、それぞれの形態には以下のような本質的な限界があり、NPO 法人格の取得が不可欠であるとの結論に至った。

(1) 任意団体では対応できない理由

任意団体は法人格を持たないため、法律上の権利義務の主体となることができず、団体名義での契約締結、不動産の取得、銀行口座の開設等に大きな制約が生じる。また、代表者個人が全責任を負う構造となっており、団体としての継続的・安定的な活動には限界がある。さらに、行政や他の公的機関・団体との連携・協定締結、補助金・助成金の申請、各種資格の登録等においても、法人格の有無が対応可否を左右する場面が多い。防災啓発や訓練支援を継続的・組織的に実施するためには、任意団体の形態では活動の信頼性・継続性・社会的信用を担保できないと判断した。

(2) 一般企業（営利法人）ではなく NPO 法人を選択した理由

第一に、活動の目的と収益構造の問題がある。防災意識の向上という社会的使命を果たすためには、採算性の低い活動や無償・低廉な支援活動を継続的に実施することが不可欠である。株式会社等の営利法人では、利益の追求が組織の本来目的となるため、採算が取れない地域住民向けの啓発活動や、費用負担が困難な中小規模事業所への支援を持続的に提供することは構造的に困難である。

第二に、社会的信頼性と中立性の確保という観点がある。消防訓練や防災指導を行う団体に対して、企業・地域住民・行政が心を開いて協力・参画するためには、特定の企業利益に左右されない中立・公益的な立場が求められる。特に、訓練参加費用の徴収や商業的サービスの提供に対して企業・行政が消極的になりがちな現状において、NPO 法人という公益的組織としての立場が、関係者の参加意欲と信頼を確保するうえで重要な役割を果たす。

第三に、行政・公的機関との連携及び各種助成制度の活用という観点がある。防災啓発活動を地域全体に根付かせるためには、行政や消防署、学校等の公的機関との組織的な連携が不可欠である。NPO 法人格を取得することで、自治体との協定締結、国・都道府県・市町村の補助金や助成金への申請、共催事業の実施等が可能となり、活動の幅と継続性が飛躍的に拡大する。

第四に、組織運営の透明性・民主性の担保という観点がある。NPO 法は、社員総会による意思決定、理事会による業務執行、事業報告書・財務諸表の公開等を義務付けており、組織の透明性と公正性が制度的に担保される。これにより、寄付者・会員・ボランティア・行政等の多様なステークホルダーから信頼と協力を得やすい組織基盤が整う。

以上の理由から、本法人の目指す「地域社会及び企業の防災力向上」という公益目的を継続的・組織的に実現するためには、NPO 法人格の取得が最も適切な組織形態であると判断した。

第2 申請に至るまでの経緯

設立代表者・田中敏也は、1995年4月から消防設備業界に身を置き、2015年9月から現在にわたり消防設備業を営み、多くの企業・施設に対して消防設備及び建築物・建物設備の施工・点検・維持管理サービスを提供してきた。その業務を通じて顧客と密接に関わるなかで、防災意識の向上がなかなか進まないという現実を、現場レベルで繰り返し体感することとなった。

具体的には、1995年当初より消防訓練の実施を提案しても費用負担を理由に断られるケースが多く、仮に実施できた場合でも訓練が一過性のイベントとして終わってしまい、翌年には同じ状況に戻ってしまうという繰り返しを目の当たりにしてきた。例えば、2016年5月に吹田市・市の某マンションに於いて初年度は消防署にも協力をして頂きはしご車のデモンストレーションを行うなど大規模な消防訓練を実施出来た例があったが、翌年には実施出来ず1回のみの訓練となってしまった例がある。また、2015年9月から現在に渡り実施している企業のBCP対策についても、書式を整えることに終始し、実際に機能する計画となっていない事例を多数経験しており、適正な費用を負担して頂いた上で有効性が高いBCP対策を策定させて頂くことが出来ていない。さらに、顧客企業の防災担当者が問題意識を持っていたとしても、経営層や組織全体を動かす権限・立場にないために改善が進まないという構造的な問題も痛感してきた。

田中は、これらの問題は一企業の営業努力では解決できない本質的・社会的課題であると認識し、営利的な企業活動の枠組みを超えた取組みの必要性を強く感じるようになった。消防設備の販売・点検という個別の業務対応にとどまらず、地域社会全体の防災意識を根本から高め、実践的な防災行動が習慣化される仕組みを構築することこそが真に必要なものであるとの信念を持つに至った。

こうした問題意識のもと、2025年1月より志を同じくする者に呼びかけ、設立準備委員会を組織して検討を重ねた結果、防火・防災及び地震対策に関する研究、教育、訓練及び支援活動を総合的に実施する公益的な法人を設立することが最も有効な手段であるとの結論に2026年2月に至り、ここにNPO法人日本防災研究所の設立を申請するものである。

本法人の設立は、地域における防災文化の醸成と、すべての人が安全・安心に暮らせる社会の実現に向けた第一歩である。広く地域の皆様のご理解・ご協力をいただき、多くの方が防災活動に参画されることを願ってやまない。

以上の趣旨により、ここにNPO法人日本防災研究所を設立する。

初年度事業計画書

成立の日から令和9年8月31日まで

NPO法人日本防災研究所

I 事業の実施方針

行政・地域住民・企業・地方公共団体等との連携を重視し、地域全体の防災力向上に取り組む。特に中小企業や地域コミュニティに対して、実践的かつアクセスしやすい防災支援を提供することを優先する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 防災訓練の企画・実施に関する事業

【内 容】 地域住民・企業・地方公共団体等を対象とした防災訓練プログラムを企画・実施する。火災・地震を想定した避難訓練、救助訓練等を実施し、実践的な防災スキルの習得を支援する。

【実施場所】 豊中市内及び周辺地域の公共施設、学校、企業等

【実施日時】 令和8年12月、令和9年4月、令和9年8月

【事業の対象者】 地域住民、企業・事業所、地方公共団体、学校・教育機関等

【収 益】 90千円（企画・実施費@30千円×3回＝90千円）

【費 用】 57千円（講師謝礼@15千円×3回＝45千円、
旅費交通費@2千円×3回＝6千円、資材費@1千円×3回＝3千円、
印刷費@1千円×3回＝3千円）

(2) 企業のBCP（事業継続計画）策定・対策支援に関する事業

【内 容】 中小企業を中心に、大規模災害発生時においても事業継続が可能な体制の構築を支援する。BCPの策定・見直しに関するコンサルティング及び研修を実施する。

【実施場所】 豊中市内及び周辺地域の企業・事業所、または当法人事務所

【実施日時】 令和8年9月から随時実施

【事業の対象者】 中小企業・事業所

【収 益】 124千円（コンサルティング料@30千円×2社＝60千円、
研修費@16千円×2社×2回＝64千円）

【費 用】 112千円（専門家謝礼@25千円×2社＝50千円、
専門家謝礼@13千円×2社×2回＝52千円、
印刷費@1千円×2社＝2千円、印刷費@0.5千円×4回＝2千円、
旅費交通費@1千円×6回＝6千円）

(3) 防災に関する講演会の企画・実施に関する事業

【内 容】 防災専門家・有識者を講師として招聘し、防災に関する最新の知識・情報を広く一般市民及び企業に提供する講演会を開催する。

【実施場所】 公共施設・文化施設・貸会議室等（ホール・会議室）

【実施日時】 令和9年6月

【事業の対象者】 地域住民、企業・事業所関係者等
 【収 益】 60千円（参加費@0千円×1回＝0千円、
 協賛金@30千円×2社×1回＝60千円）
 【費 用】 45千円（講師謝礼@30千円×1回＝30千円、
 会場費@5千円×1回＝5千円、資材費@5千円×1回＝5千円、
 印刷費@4千円×1回＝4千円、旅費交通費@1千円×1回＝1千円）

(4) 地域防災活動の支援に関する事業

【内 容】 防災専門家・有識者を講師として招聘し、地域防災活動に関して、最新の知識・情報を元に活動を支援する。
 【実施場所】 公共施設・文化施設・貸会議室等（ホール・会議室）
 【実施日時】 当該年度は実施予定なし
 【事業の対象者】 地域住民、地方公共団体、自治会等
 【収 益】 なし
 【費 用】 なし

(5) 防災に関する調査研究及び啓発活動に関する事業

【内 容】 防災に関する最新の研究成果、事例調査等を実施し、その成果を広く社会に発信するための啓発活動を行う。情報誌の発行、ウェブサイトでの情報提供等を実施する。
 【実施場所】 当法人事務所及びウェブサイト（全国対象）
 【実施日時】 令和8年9月より随時実施
 【事業の対象者】 一般市民、企業・事業所、行政・関係機関等
 【収 益】 なし
 【費 用】 150千円（調査研究費@5千円（年間）、印刷費@10千円（年間）、
 ウェブサイト運営費@15千円×9か月＝135千円）

(6) 消防設備及び建物・^物建築設備の法定点検事業

【内 容】 企業からの要請が有った際に、消防設備及び建物・建物設備の法定点検をおこなう。
 【実施場所】 各企業事業所
 【実施日時】 令和8年9月より随時実施
 【事業の対象者】 企業・事業所
 【収 益】 500千円（点検費@50千円×5物件×2回＝500千円）
 【費 用】 400千円（専門家派遣@35千円×5物件×年2回＝350千円、
 印刷費@2.5千円×5物件×年2回＝25千円、
 旅費交通費@2.5千円×5物件×年2回＝25千円）

翌年度事業計画書

令和9年9月1日から令和10年8月31日まで

NPO法人日本防災研究所

I 事業の実施方針

行政・地域住民・企業・教育機関等との連携を継続・強化し、第1期の成果を踏まえて地域全体の防災力のさらなる向上に取り組む。支援対象を拡充し、新規連携団体・企業の開拓を図るとともに、調査研究成果の普及・啓発を推進する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 防災訓練の企画・実施に関する事業

【内 容】 地域住民・企業・地方公共団体等を対象とした防災訓練プログラムを企画・実施する。火災・地震を想定した避難訓練、救助訓練等を実施し、実践的な防災スキルの習得を支援する。

【実施場所】 豊中市内及び周辺地域の公共施設、学校、企業等

【実施日時】 令和9年11月、令和10年3月、令和10年7月

【事業の対象者】 地域住民、企業・事業所、地方公共団体、学校・教育機関等

【収 益】 90千円（企画・実施費@30千円×3回）

【費 用】 57千円（講師謝礼@15千円×3回＝45千円、
旅費交通費@2千円×3回＝6千円、資材費@1千円×3回＝3千円、
印刷費@1千円×3回＝3千円）

(2) 企業のBCP（事業継続計画）策定・対策支援に関する事業

【内 容】 中小企業を中心に、大規模災害発生時においても事業継続が可能な体制の構築を支援する。BCPの策定・見直しに関するコンサルティング及び研修を実施する。

【実施場所】 豊中市内及び周辺地域の企業・事業所、または当法人事務所

【実施日時】 令和9年9月から随時実施

【事業の対象者】 中小企業・事業所

【収 益】 186千円（コンサルティング料@30千円×3社＝90千円、
研修費@16千円×3社×2回＝96千円）

【費 用】 167千円（専門家謝礼@25千円×3社＝75千円、
専門家謝礼@13千円×2社×3回＝78千円、
印刷費@1千円×3社＝3千円、
印刷費@0.5千円×6回＝3千円、
旅費交通費@1千円×8回＝8千円）

(3) 防災に関する講演会の企画・実施に関する事業

【内 容】 防災専門家・有識者を講師として招聘し、防災に関する最新の知識・情報を広く一般市民及び企業に提供する講演会を開催する。

【実施場所】 公共施設・文化施設・貸会議室等（ホール・会議室）

【実施日時】	令和10年1月、令和10年8月
【事業の対象者】	地域住民、企業・事業所関係者等
【収 益】	120千円（参加費@0千円×2回=0千円、 協賛金@30千円×2社×2回=120千円）
【費 用】	90千円（講師謝礼@30千円×2回=60千円、 会場費@5千円×2回=10千円、資材費@5千円×2回=10千円、 印刷費@4千円×2回=8千円、旅費交通費@1千円×2回=2千円）

(4) 地域防災活動の支援に関する事業

【内 容】	防災専門家・有識者を講師として招聘し、地域防災活動に関して、最新の知識・情報を元に活動を支援する。
【実施場所】	公共施設・文化施設・貸会議室等（ホール・会議室）
【実施日時】	令和10年2月
【事業の対象者】	地域住民、地方公共団体、自治会等
【収 益】	なし
【費 用】	22千円（専門家謝礼@15千円×1回=15千円、 会場費@5千円×1回=5千円、印刷費@1千円×1回=1千円、 旅費交通費@1千円×1回=1千円）

(5) 防災に関する調査研究及び啓発活動に関する事業

【内 容】	防災に関する最新の研究成果、事例調査等を実施し、その成果を広く社会に発信するための啓発活動を行う。情報誌の発行、ウェブサイトでの情報提供等を実施する。
【実施場所】	当法人事務所及びウェブサイト（全国対象）
【実施日時】	令和9年9月より随時実施
【事業の対象者】	一般市民、企業・事業所、行政・関係機関等
【収 益】	なし
【費 用】	195千円（調査研究費@5千円（年間）、印刷費@10千円（年間）、 ウェブサイト運営費@15千円×12か月=180千円）

(6) 消防設備及び建物・建築物の法定点検事業

【内 容】	企業からの要請があった際に、消防設備及び建物・建物設備の法定点検をおこなう。
【実施場所】	各企業事業所
【実施日時】	令和9年9月より随時実施
【事業の対象者】	企業・事業所
【収 益】	800千円（点検費@50千円×8物件×年2回=800千円）
【費 用】	640千円（専門家派遣@35千円×8物件×年2回=560千円、 印刷費@2.5千円×8物件×年2回=40千円、 旅費交通費@2.5千円×8物件×年2回=40千円）

初年度 活動予算書

成立の日から R9 年 8月31日まで

NPO法人日本防災研究所
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
		0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4 事業収益			
防災訓練の企画・実施に関する事業	90000		
企業のBCP(事業継続計画)策定・対策支援に関する事業	124000		
防災に関する講演会の企画・実施に関する事業	60000		
地域防災活動の支援に関する事業	0		
防災に関する調査研究及び啓発活動に関する事業	0		
消防設備及び建物・建物設備の法定点検事業	500000		
		774000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計(A)			774000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝礼	75000		
旅費交通費	38000		
資材費	8000		
印刷費	46000		
専門家謝礼	102000		
会場費	5000		
調査研究費	5000		
ウェブサイト運営費	135000		
専門家派遣	350000		
会議費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	764000		
事業費計		764000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計(B)			764000
当期経常増減額(C)=(A)-(B)			10000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計(D)			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
経常外費用計(E)			0
当期正味財産増減額(F)=(C)+(D)-(E)			10000
設立時正味財産額(G)			0
次期繰越正味財産額(F)+(G)			10000

翌年度 活動予算書

R9年 9月 1日から

R10年 8月 31日まで

NPO法人日本防災研究所
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
		0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4 事業収益			
防災訓練の企画・実施に関する事業	90000		
企業のBCP(事業継続計画)策定・対策支援に関する事業	186000		
防災に関する講演会の企画・実施に関する事業	120000		
地域防災活動の支援に関する事業	0		
防災に関する調査研究及び啓発活動に関する事業	0		
消防設備及び建物・建物設備の法定点検事業	800000		
		1196000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計(A)			1196000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝礼	105000		
旅費交通費	57000		
資材費	13000		
印刷費	68000		
専門家謝礼	168000		
会場費	15000		
調査研究費	5000		
ウェブサイト運営費	180000		
専門家派遣	560000		
会議費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	1171000		
事業費計		1171000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計(B)			1171000
当期経常増減額(C)=(A)-(B)			25000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計(D)			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
経常外費用計(E)			0
当期正味財産増減額(F)=(C)+(D)-(E)			25000
前期繰越正味財産額(G)			10000
次期繰越正味財産額(F)+(G)			35000